

## 第四次宮崎県環境基本計画（改定素案）の概要について

赤色部：温室効果ガス排出量及び生物多様性国家戦略関連  
青色部：その他、主な改定内容関連

### 第1章 基本的事項

- |              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| 1 計画改定の経緯・趣旨 | 2 計画の性格と役割<br>○生物多様性基本法に基づく「地域戦略」としての位置づけ | (素案：P1～3) |
| 3 計画の期間      | 4 対象とする環境                                 |           |

### 第2章 本県を取り巻く諸情勢

- |                                |           |                 |            |
|--------------------------------|-----------|-----------------|------------|
| 1 自然・気候等の特性                    | 2 社会経済の動向 | 3 環境を取り巻く国内外の動向 | (素案：P4～21) |
| 4 県民の環境意識                      |           | 5 本県環境の現状と課題    |            |
| ○令和7年における県民、県内事業者の環境に関する考え方を反映 |           |                 |            |

### 第3章 長期的な目標

- |  |             |
|--|-------------|
| 1 目指すべき環境像   | (素案：P22～33) |
| 2 令和12（2030）年度の宮崎県の姿   |             |
| 3 温室効果ガス削減目標等<br>○国 地球温暖化対策計画に準じて2035年度及び2040年度の温室効果ガス削減目標値を追加<br>・2035年度72%削減（2013年度比）<br>・2040年度83%削減（2013年度比）                                       |             |
| 4 施策展開において重要となる視点<br>○国 第六次環境基本計画の上位の目的に掲げられた「ウェルビーイング（高い生活の質）」<br>・「SDGs」と「地域循環共生圏」<br>・国際的な課題への地域での取組～気候変動、プラスチックごみ～<br>・持続可能な生産と消費を実現する経済システムのグリーン化 |             |

### 第4章 分野別の施策の展開

#### 第1節 脱炭素社会の構築

##### 1-1 温室効果ガス排出削減

###### （1）施策の方向

- ①家庭部門における排出削減対策の推進
  - ・スマートフォンアプリを活用した家庭での電気使用量削減
  - ・太陽光発電設備等の導入支援
- ②産業・業務部門における排出削減対策の推進
  - ・事業者向けセミナーによる事業者の環境負荷低減
  - ・GX、DXによる温室効果ガス排出削減と産業競争力向上
- ③運輸部門における排出削減対策の推進
  - ・高規格道路の整備等による渋滞緩和による道づくり
  - ・温室効果ガスの排出が少ない車両への転換
- ④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進
  - ・使用済自動車からのフロン類の適正回収
  - ・ノンフロン製品の普及

###### （2）各主体に求められる役割

- ①県民・団体
  - ・再生可能エネルギー由来電源への切り替え
  - ・公共交通機関・自転車の利用促進、環境性能に優れている電動車への買換え
- ②事業者
  - ・環境性能に優れた車両の導入やエコドライブの実践、公共交通機関等への利用転換
- ③市町村
  - ・公共交通機関や自転車への転換を図る啓発

1-2 再生可能エネルギー等の導入促進	(素案:P43~49)
(1) 施策の方向	<p>①地域と共生した再生可能エネルギー導入促進 ・研修会への環境保全アドバイザーの派遣による気運醸成</p> <p>②再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決 ・災害時における利活用について情報提供 ・導入支援策を経済団体等に周知</p> <p>③クリーンエネルギー産業の振興・脱炭素化技術等への研究開発支援 ・脱炭素化技術の実用化に向けた支援 ・エネルギー関連産業に対する市場動向や法改正等に係る最新情報の提供</p>
(2) 各主体に求められる役割	<p>①県民・団体 ・再生可能エネルギーの理解促進と普及啓発への協力</p> <p>②事業者 ・景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入</p> <p>③市町村 ・地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入</p>
1-3 二酸化炭素吸収源対策	(素案:P50~53)
(1) 施策の方向	<p>①吸収源としての森林等の整備 ・適切な間伐の実施</p> <p>②二酸化炭素固定化のための木材利用促進 ・建築物の県産材による木造化・木質化</p> <p>③都市緑化の推進等その他の吸収源対策 ・市町村と連携した都市公園の整備等、都市の緑化</p>
(2) 各主体に求められる役割	<p>①県民・団体 ・県産材を用いた住宅等の建設・購入とリフォーム</p> <p>②事業者 ・森林の役割についての理解促進と森林の整備・保全活動への参加</p> <p>③市町村 ・森林の保全や育成のための林業の振興</p>
1-4 気候変動への適応	(素案:P54~59)
(1) 施策の方向	<p>①気候変動の影響による情報の収集・共有等 ・適応策の見直しや新たな適応策の検討</p> <p>②農林水産業分野における適応策 ・環境変化に適応する水産動植物の種苗生産・養殖技術の開発と普及</p> <p>③水環境・水資源分野における適応策 ・啓発活動等による節水の取組</p> <p>④自然生態系分野における適応策 ・生態系の調査及び対策の周知</p> <p>⑤自然災害・沿岸域分野における適応策 ・洪水・土砂災害ハザードマップの策定、見直し、周知</p> <p>⑥健康分野における適応策 ・温暖化に適応したライフスタイルの普及啓発</p> <p>⑦経済活動・県民生活分野における適応策 ・災害時の電源確保の観点から、再生可能エネルギーの導入促進</p>
(2) 各主体に求められる役割	<p>①県民・団体 ・気候変動への適応の重要性に対する関心・理解の促進 ・適切な熱中症予防と高齢者、障がい者(児)、小児等に対する見守り</p> <p>②事業者 ・耐暑性品種の利用及び栽培技術の改良促進 ・気候変動に対応した畜舎等の環境管理</p> <p>③市町村 ・住民に対する適応策の啓発 ・気候変動に適応したライフスタイルの普及促進</p>

## 第2節 循環型社会の形成

(素案:P60~71)

### 2-1 4Rの推進

#### (1) 施策の方向

- ① 4Rの普及啓発
  - ・民間団体等が行う4Rに関する取組を支援
- ② 廃棄物の発生抑制・減量化の推進
  - ・4Rの県民周知、事業者に対する意識啓発
- ③ リサイクル・再生資源化の推進
  - ・「みやざきリサイクル製品」の充実と利用拡大
- ④ 地域資源の有効活用の促進
  - ・汚泥の堆肥化や食品残さの飼肥料化
- ⑤ プラスチック資源循環に向けた取組
  - ・プラスチックごみの発生抑制や円滑な処理

#### (2) 各主体に求められる役割

##### ① 県民・団体

- ・マイバッグやマイボトルの持参、簡易包装への協力

##### ② 事業者

###### 【排出事業者】

- ・廃棄物の適正処理に関する社内研修やチェック体制の整備

###### 【処理業者】

- ・適正処理の徹底と信頼性の確保

##### ③ 市町村

- ・一般廃棄物の安定的な処理体制の確保

### 2-2 廃棄物の適正処理の推進

(素案:P71~76)

#### (1) 施策の方向

##### ① 廃棄物の適正処理の推進

- ・不適正処理防止のための監視・指導
- ・優良産廃処理業者認定制度の周知
- ・**広域的な処理の円滑化への対応**
- ・家庭用リチウム蓄電池の適正処理に係る市町村への支援

##### ② 不法投棄等の防止

- ・県民や事業者を対象とした広報活動
- ・電子マニフェストの利用促進

##### ③ 災害廃棄物の処理

- ・適正処理に向けた市町村への技術的支援や広域処理体制づくり

#### (2) 各主体に求められる役割

##### ① 県民・団体

- ・ごみの散乱や不法投棄のない地域社会づくりの推進

##### ② 事業者

###### 【排出事業者】

- ・自ら排出する廃棄物の適正な処理

###### 【処理業者】

- ・処理体制の整備

##### ③ 市町村

- ・処理施設の安定的確保と維持管理の徹底

### 2-3 食品ロスの削減

(素案:P76~78)

#### (1) 施策の方向

##### ① 食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進

- ・ごみの組成調査及び食品ロスの発生要因の分析

##### ② 食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・学校や自治会等における出前講座

##### ③ 食品関連事業者等の取組に対する支援

###### ・**「食べ残し持ち帰りガイドライン」の周知**

##### ④ 食品ロス削減に関する情報の収集及び提供

- ・宮崎県4R推進協議会と連携した食品ロスの発生抑制

##### ⑤ 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・フードバンクや生産者、食品関連事業者等への情報提供

#### (2) 各主体に求められる役割

##### ① 県民・団体

- ・身近な食品ロス削減のための行動

##### ② 事業者

- ・消費者に対する情報提供や啓発

③市町村

・住民・企業・団体に対する普及啓発

2-4 環境にやさしい製品の利用促進

(素案:P79~82)

(1) 施策の方向

①積極的な木材利用の推進

・木造建築物の設計スキル等を有する技術者の育成

②県内の公共事業における木造化・木質化の推進

・県産材利用推進に関する基本方針に基づく木材利用

③グリーン購入の推進

・環境負荷低減に資する製品・サービスの調達

④環境にやさしい製品の需要拡大に対する支援

・「みやざきリサイクル製品」への生活関連用品の追加

(2) 各主体に求められる役割

①県民・団体

・木のある暮らしの実現と森林づくりへの協力

②事業者

・リサイクル製品や合法伐採木材の利用

③市町村

・県産材の積極的な利用

第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

(素案:P83~87)

3-1 地球環境、大気環境の保全

(1) 施策の方向

①大気汚染防止対策の推進

・大気汚染常時監視システムにより大気汚染の状況をホームページで情報提供

②有害大気汚染物質等の対策の推進

・有害大気汚染物質の監視と排出事業者への指導

③騒音・振動・悪臭対策の推進

・自動車交通騒音及び航空機騒音の継続的な監視

④地球環境の保全

・フロン類の適正回収とノンフロン製品の普及

(2) 各主体に求められる役割

①県民・団体

・公共交通機関の利用やエコドライブの実践

②事業者

・エアコン、冷蔵・冷凍機器、自動車等の適正処理

③市町村

・騒音・振動・悪臭の発生源となる工場等に対する指導

3-2 水環境の保全

(素案:P88~93)

(1) 施策の方向

①水質汚濁防止対策の推進

・河川や海域等の公共用水域や地下水の監視体制の充実

②生活排水対策の推進

・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進

③河川浄化等の県民活動の推進

・県独自の水辺環境指標に基づく美しい川づくり

④都城盆地硝酸性窒素削減対策の推進

・家畜排せつ物や生活排水の適正処理

⑤一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策の推進

・電気事業者に対する効果的な濁水軽減対策に関する指導・助言

⑥土壤汚染対策の推進

・汚染状況調査の実施や適正処理の指導

⑦水系別の総合的な水環境保全のための連携

・関係機関と連携した大淀川上流域の河川浄化対策

(2) 各主体に求められる役割

①県民・団体

・生活排水の浄化の徹底

②事業者

・事業活動に伴う排水の浄化

③市町村

・公共事業の実施に伴う水質汚濁や土壤汚染の対策

3-3 化学物質対策

(素案:P94~96)

(1) 施策の方向

①化学物質の環境調査の継続的実施

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類等の継続調査、実態把握</li> </ul>
<b>②事業者の監視・指導体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定化学物質の排出等の状況把握、事業者の監視・指導</li> </ul>
<b>③化学物質に関する情報の把握と情報交換（リスクコミュニケーション）の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質に関する情報把握及び環境リスクの低減に向けた製造事業者等との情報交換</li> </ul>
<b>(2) 各主体に求められる役割</b>
<b>①県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理</li> </ul>
<b>②事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の適正処理や廃棄物処理施設等の適切な維持管理</li> </ul>
<b>③市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設等の適切な維持管理</li> </ul>

<b>3-4 環境負荷の低減等</b>	(素案:P97~99)
<b>(1) 施策の方向</b>	
<b>①環境影響評価</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境影響評価制度」の適切な運用</li> </ul>	
<b>②公害健康被害対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害の未然防止</li> <li>・高千穂町土呂久地区の公害健康被害者の救済等</li> </ul>	
<b>(2) 各主体に求められる役割</b>	
<b>①県民・団体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全への関心に基づいた積極的な情報収集と提供</li> </ul>	
<b>②事業者</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、関係者等へのきめ細かな説明</li> </ul>	
<b>③市町村</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の収集・提供及び環境保全に関する制度等の普及啓発</li> </ul>	

<b>第4節 生物多様性の保全</b>	(素案:P100~106)
<b>第4節を生物多様性基本法に基づく「地域戦略」として位置づけ</b>	
<b>4-1 生物多様性の健全性の確保</b>	
<b>(1) 施策の方向</b>	
<b>①野生生物の適切な保護管理</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物の生息状況等をデータベース化</li> </ul>	
<b>②外来種防除の対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コウライオヤニラミ等の新たな外来種について、生息域の拡大防止</li> </ul>	
<b>(2) 各主体に求められる役割</b>	
<b>①県民・団体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の価値についての認識向上</li> </ul>	
<b>②事業者</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動植物の生息・生育環境への十分な配慮</li> </ul>	
<b>③市町村</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入初期外来種の生息域拡大抑制についての広報・啓発</li> </ul>	

<b>4-2 県土の区分に応じた生物多様性の保全</b>	(素案:P106~111)
<b>(1) 施策の方向</b>	
<b>①森林地域の保全</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環利用に適した森林以外の森林に、生物多様性の保全に適した広葉樹を植栽</li> </ul>	
<b>②水域の保全</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地から海岸までの一貫した総合的土砂管理</li> </ul>	
<b>③重要地域の保全と管理</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を増進する活動団体の認定</li> </ul>	
<b>(2) 各主体に求められる役割</b>	
<b>①県民・団体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業</li> </ul>	
<b>②事業者</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を増進する活動への積極的な取組や地域での取組に対する支援</li> </ul>	
<b>③市町村</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における重要地域内の保護・保全活動の実施に対する積極的な協力、支援</li> </ul>	

<b>4-3 社会活動における生物多様性の増進</b>	(対照表:P111~115)
<b>(1) 施策の方向</b>	
<b>①地域資源の活用</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系由来の防災・減災効果（ECO-DRR）の維持</li> </ul>	
<b>②民間事業者等による生物多様性の保全</b>	

- ・増進活動計画の認定を検討している民間事業者等の支援
- ③事業活動における生物多様性への配慮
  - ・道路工事について、野生生物の生息環境に配慮した整備
- (2) 各主体に求められる役割
  - ①県民・団体
    - ・日常生活における自然環境への配慮
  - ②事業者
    - ・事業実施の際ににおける野生生物の生息・生育環境への配慮
  - ③市町村
    - ・公共事業実施時の自然環境への配慮

## 第5節 環境保全のために行動する人づくり

(素案:P116~121)

### 5-1 環境教育の推進

- (1) 施策の方向
  - ①家庭、学校、地域等における環境教育の推進
    - ・ライフステージに応じた環境教育
  - ②環境教育に関する情報の提供
    - ・ホームページによる情報発信や啓発紙の充実
  - ③環境教育を担う人材の養成・確保
    - ・環境保全アドバイザーや推進員、学生に対する研修会
  - ④環境教育拠点の整備、機能充実
    - ・環境情報センターや次世代エネルギーパークの活用による環境保全の意識醸成
  - ⑤森林環境教育の推進
    - ・実践活動や研修等を通じた森林環境教育の指導者の養成
- (2) 各主体に求められる役割
  - ①県民・団体
    - ・講習会や自然観察会への参加
  - ②事業者
    - ・職場全体での環境教育の推進
  - ③市町村
    - ・地域における環境活動のサポート

### 5-2 環境保全活動の推進

(素案:P121~123)

- (1) 施策の方向
  - ①各主体が自発的に行う環境保全活動の支援
    - ・環境保全活動に対する表彰
    - ・河川浄化や森林ボランティア等への支援
  - ②多様な主体が相互に協力して行う協働取組の推進
    - ・環境保全に取り組む多様な主体間の交流等の場の創出
    - ・企業や団体等の連携による森林づくり
- (2) 各主体に求められる役割
  - ①県民・団体
    - ・日常生活における環境に配慮した取組
  - ②事業者
    - ・事業活動における環境配慮の自主的な取組
  - ③市町村
    - ・環境に関する情報や活動の場の提供

## 第6節 環境と調和した地域・社会づくり

(素案:P124~128)

### 6-1 環境にやさしい地域・産業づくり

- (1) 施策の方向
  - ①魅力ある農山漁村等づくり
    - ・環境との調和に配慮した農地等の整備
  - ②健全な水循環の確保
    - ・市町村及び森林所有者等との連携協力による水源地域の保全
  - ③環境とともに歩む循環型農林水産業の推進
    - ・「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の推進
  - ④本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の推進
    - ・文化を教育分野で活用する教育旅行の活用拡大
  - ⑤環境ビジネスの創出・育成
    - ・環境への負荷低減に貢献する環境ビジネスの創出・育成等の支援
- (2) 各主体に求められる役割
  - ①県民・団体
    - ・地域で生産される食材や資材を積極的に利用する地産地消の実践
  - ②事業者
    - ・環境に配慮した農業や林業の実践
  - ③市町村

・周辺の自然景観と調和した農山漁村の景観の維持

#### 6-2 快適な生活空間の創出

(素案:P129~132)

##### (1) 施策の方向

- ① うるおいとやすらぎある美しい景観・環境づくり
  - ・美しい景観・環境づくりの大切さや必要性について啓発周知
  - ・良好な空間形成を目指した「かわまちづくり」の推進
- ② 本県の自然と一体となった歴史的・文化的資源の保存・活用
  - ・貴重な歴史的・文化的資源の適切な保護・継承と活用
- ③ 環境と調和した生活空間づくり
  - ・快適な生活空間の保全や創出と緑化の推進

##### (2) 各主体に求められる役割

- ① 県民・団体
  - ・地域の歴史・文化的資源に関する学習活動や保全活動への参加
- ② 事業者
  - ・事業所敷地内の緑化や地域の緑化活動などへの積極的な参加・協力
- ③ 市町村
  - ・美しい景観づくりの実践

## 第5章 重点プロジェクト

(素案:P133~137)

- 1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト  
○2050年ゼロカーボン社会の実現に向けたロードマップ
  - ・2030年後の姿：再造林率80%⇒90%
- 2 「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト

## 第6章 計画の推進

- 1 推進体制 2 進行管理

(素案:P138)

### 環境指標（数値目標）一覧

(素案:P140~144)

#### ○今後のスケジュール

##### 1 これまでの経緯

年 月 日	内 容
令和7年4月13日 ～5月31日	環境基本計画改定に係る県民アンケート
7月2日	第1回環境審議会（計画改定の諮問）
10月10日	第2回環境審議会（素案の審議）

##### 2 今後の主な予定

11月	パブリックコメント実施
12月	県議会への報告
令和8年1月	第3回環境審議会（最終案の審議、答申）
3月	県議会への議案提出